

平成27年4月1日
滋賀県信用組合

滋賀県農業信用基金協会と債務保証契約を締結

滋賀県信用組合は、このたび、滋賀県農業信用基金協会と債務保証契約を締結し「農業信用保証保険制度」の取扱を開始いたしました。

今回の「農業信用保証保険制度」は農業者等の方々の経営改善等に必要な資金の円滑な調達を支援する制度です。資金をご利用される方は、当組合を窓口としてご利用手続きが進められます。

■ 制度概要

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none">● 滋賀県内に住所を有する農業を営む方及び農業に従事する方、 その他上記の方が組織する法人等● 当組合の審査基準を満たし、滋賀県農業信用基金協会の保証を受けられる方
お使いみち	農業を営むにあたって必要な運転資金・設備資金
ご融資金額	個人 3,000万円以内 法人 5,000万円以内
ご融資期間	個別に対応させていただきます
ご融資利率	当組合所定の利率
保証人	個人：原則 不要 法人：原則 代表者のみ
保証料	別途保証料が必要です

ご相談は窓口または担当者にお問い合わせください。